

化学物質の適正管理 について

平成22年9月
広島県

はじめに

平成 15 年 10 月に公布した「広島県生活環境の保全等に関する条例」において、新たに化学物質の適正管理に関する規定を設けました。

このパンフレットは、規定の内容を解説するとともに、化学物質自主管理計画書を作成する上で対象事業者の参考となるよう、留意事項や作成例を示したものです。

本パンフレットにおいては、関係法令等を次のように略して記載しております。

- ・「条例」：広島県生活環境の保全等に関する条例（平成 15 年広島県条例第 35 号）
- ・「規則」：広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 15 年広島県規則第 69 号）
- ・「P R T R 法」：特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成 11 年法律第 86 号）
- ・「化学物質管理指針」：指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針（平成 12 年環境庁・通商産業省告示第 1 号）

規定の概要

条 例

(化学物質の適正管理)

第 76 条 化学物質（放射性物質を除く。以下同じ。）を取り扱う事業者は、化学物質による環境の汚染を防止するため、化学物質の管理体制を整備し、適正な管理を行うよう努めなければならない。

(1) 趣旨

現在、私達の身の回りには約 5 万種の化学物質が使用されており、その中には有害性がはっきりと判明しておらず、規制の対象となっていない物質も数多くあります。

このため、化学物質を取り扱う全ての事業者に対し、その適正な管理を義務づけることによって、あらゆる化学物質の環境への排出をできるだけ抑制し、化学物質による環境汚染の未然防止を図ります。

(2) 内容

化学物質を取り扱う事業者は、化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質の管理体制を整備し、適正な管理を行うよう努めなければなりません。

具体的に、どのように管理体制を整備し、管理対策を講じるかについては、各事業者の化学物質の取扱いの実態に即した方法で行うこととなりますが、その検討にあたっては、次の化学物質自主管理計画書の作成等を参考としてください。

条 例

(化学物質自主管理計画書の作成等)

第 77 条 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第 2 条第 5 項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者(以下「第一種指定化学物質等取扱事業者」という。)は、同法第 3 条第 1 項に規定する指針に留意し、規則で定めるところにより、化学物質の管理の改善を図るための管理方針その他の化学物質を適正に管理するための事項を定めた計画書(以下「化学物質自主管理計画書」という。)を作成しなければならない。

2 第一種指定化学物質等取扱事業者は、作成した化学物質自主管理計画書を、事業所への備付けによる閲覧その他規則で定める方法により、公表しなければならない。

規 則

(化学物質自主管理計画書)

第 59 条 条例第 77 条第 1 項の規定による化学物質自主管理計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

一 次に掲げる事項について記載するものであること。

- イ 化学物質管理の方針
- ロ 社内の化学物質管理体制
- ハ 化学物質の排出量等削減目標及びその達成措置
- ニ 従業員の化学物質の教育・訓練に係る事項
- ホ 化学物質に関する住民との相互理解に係る事項
- ヘ 化学物質に係る事故時の措置
- ト その他化学物質の適正管理に必要な事項

二 計画の対象期間は、第一種指定化学物質等取扱事業者が適切と認める複数年の年次計画として定め、当該計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うものであること。

(公表の方法)

第 60 条 条例第 77 条第 2 項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の第一種指定化学物質等取扱事業者が適切と認める方法とする。

(1) 趣旨

化学物質を一定量以上取り扱う事業者に対し、化学物質自主管理計画書の作成・公表を義務づけることにより、化学物質の自主管理の促進、化学物質の環境への排出量削減を図るとともに、事業者と関係住民との相互理解の促進を図ります。

(2) 内容

対象者

この規定の対象となる者は、P R T R 法の「第一種指定化学物質等取扱事業者」です。つまり、P R T R 法に基づき、第一種指定化学物質等の排出量・移動量の把握及び届出の義務がある事業者です(詳しい要件については、P R T R 法を参照してください。)

計画書の作成

の対象者は、化学物質を適正に管理するための事項を定めた計画書（化学物質自主管理計画書）を作成しなければなりません。

計画書の内容

計画書は、化学物質管理指針に留意して作成しますが、主な内容として、規則第 59 条第 1 号のイ～トに掲げる事項について記載します。

また、計画書は、複数年の年次計画として定め、この計画期間が満了したときや見直しが必要なときは、改定することとなります。

計画書の公表

作成した計画書は、事業所への備付けによる閲覧、ホームページへの掲載など、事業者が適当と認める方法で住民等に対して公表する必要があります。

なお、県など行政機関に報告する必要はありません。

(3) その他

計画書は、この規定の施行日（平成 16 年 10 月 1 日）までに作成・公表してください。

また、施行後、新たに対象となった事業者は、計画書作成に要する合理的期間内に作成・公表してください。

化学物質自主管理計画書の作成

1 作成にあたっての留意事項

第一種指定化学物質等取扱事業者は、条例第 77 条の規定に基づき、計画書及び必要に応じて各種関連規程を作成することとなりますが、事業者の多くは、既に消防法等に基づく予防規程や作業手順書など様々なマニュアルを有していると思われます。

そのため、必ずしも、規則に掲げた全ての事項についての計画を新たに作成する必要はなく、既存のマニュアルを必要に応じて改正し、活用することは差し支えありません。（ただし、本計画書とのつながりを明らかにし、体系的に運用する必要があります。）

なお、ISO14001を取得しているなどにより、既に管理システムを構築済みの事業者にとっては、そのシステムにおいて計画書に盛り込むべき事項が既に措置されていれば、重複して対応する必要はありません。（この場合であっても、本パンフレットが示す作成例に照らして漏れがないように確認してください。）

業界ごとの自主管理マニュアルひな型について

広島県では、平成 12 年度から、事業者の自主管理を促進するため、業界団体等の協力を得て、業種ごとの化学物質の取扱いの実態を踏まえた自主管理マニュアルのひな型を作成し、普及を図る事業を行っています。（毎年、数業種ずつ作成しています。）

このひな型は、化学物質管理指針に留意して作成されているため、これを基にマニュアルを作成し、導入している事業者にとっては、新たな計画書の作成は不要です。

2 作成前に必要な作業

(1) 情報の収集・整理

計画書作成の前に、計画書の対象とする部署（工程）を特定し、目標の設定や実施方策を検討するための基礎資料として、まず、事業所における化学物質の取扱いの実態（物質の種類、取扱工程、製造・使用量、環境への排出の有無及び排出先、廃棄物としての移動の有無及び移動先など）を把握する必要があります。

次に、取扱い物質の有害性や性状に関する情報を収集するとともに、これらの物質の排出抑制や使用減量化の手法に関する情報も収集します。

(2) 管理手法の具体例

管理手法の具体例として、次のような事項があります（詳細については、化学物質管理指針を参照してください。）。

施設及び設備の定期的な点検・補修
廃棄物の管理（有害化学物質を含む廃棄物の発生抑制，適正な保管，処理委託業者への必要な情報提供）
設備の改善による排出抑制
（ ・ 不浸透性の床面，防液堤，側溝の設置による水及び土壌への浸透防止
・ 設備の密閉構造化による大気への排出抑制
・ 排ガス処理設備や排水処理設備の設置
）
工程見直し等による使用減量化
（ ・ 原材料や製品の歩留まり向上
・ より有害性の低い代替物質の使用，代替技術の導入
・ 回収設備を設置し，回収・再利用を促進
）

(3) 実施措置の検討

実施措置の検討にあたり、(1)で収集・整理した各種の情報を勘案し、環境への負荷が大きいと認められる化学物質に対する措置や、実施が容易な措置から優先順位をつけて、計画を立てるのが適当です。

3 計画書の作成例

次に、計画書の作成例を示します。

ただし、これはあくまで一例であり、目標の設定や実施措置など計画書の具体的な内容は、各事業者が化学物質の取扱いの実態に即して、自主的に決めることとなります。

株式会社化学物質自主管理計画書
(年 月 日決定)

第1 目的

この計画書は、P R T R法の第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質その他の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある化学物質（以下「有害化学物質」という。）の管理に係る措置を定めるものとする。

第2 化学物質の管理の方針

化学物質は、現代の社会生活に不可欠なものである一方、環境保全も社会生活の基盤であるとの基本的認識のもと、地域社会に貢献し、地域社会と共存する観点から、その取扱いにおける環境への排出を極力削減するよう努める。

そのために、関係法令の遵守はもとより、自主目標を設定し、化学物質の管理の改善を図るとともに、その管理状況について、地域住民の理解を深めるように努める。

第3 管理体制の整備

本計画書に基づく措置を確実かつ円滑に実施するため、化学物質管理統括者、化学物質管理責任者及び化学物質管理推進員を設置することとし、その構成員並びに責任及び権限を次表のとおり定める。

職 名	構 成 員	主 な 責 任 及 び 権 限
化学物質管理統括者	工場長	本計画書の推進を統括する。 本計画書の推進にあたり、必要な資源等の措置を決定する。
化学物質管理責任者	製造部長	本計画書に基づく措置の実施に責任を負うとともに、化学物質管理推進員を指揮し、これらの措置を実行する権限を有する。
化学物質管理推進員	製造第一課長 製造第二課長 環境安全課長 購買課長	各部署において本計画書に基づく措置を実施する。 本計画書に定めるものの他、化学物質管理責任者の指示による作業を行う。

化学物質管理指針の趣旨から、P R T R法の第一種指定化学物質と第二種指定化学物質の両方を計画書の対象とします。

また、この作成例においては、条例第76条との関係から、有害性のおそれがある未規制の化学物質も対象としています。

管理体制の整備にあたり、次の点に注意してください。

計画書の実施に係る全ての部門を対象とします。

各部門における責任者及び担当者を指名し、管理責任を明確にするとともに、計画書に盛り込まれた措置の実施責任及び権限を明確にし、これらの措置が確実に実施されるようにします。

第4 削減目標及び削減目標を達成するための具体的措置

- 有害化学物質の環境への排出量等の削減目標を別表1のとおり設定する。
- 上記削減目標を達成するため、別表2の措置を実施する。

自主目標（達成時期を含む。）及び達成のための措置について、できるだけ具体的に策定します。目標設定にあたっては、次の点に留意します。

目標：環境への排出量等の削減について、数値目標を設定します。環境への排出がない場合は、移動量や取扱量の削減を目標とすることも考えられます。また、特にPRTR法の特別要件施設について、排出量が既に法定基準を下回って管理されており、現在以上の削減が困難であるなどの場合は、削減目標の設定ができないこともやむを得ないと考えます。

達成時期：なるべく複数年に設定し、計画的に対策を講じるようにします。

第5 教育・訓練の実施

- 1 化学物質管理責任者は、工場の全ての従業員に対し、化学物質の管理の改善に必要な教育・訓練を計画し、継続的に実施する。
- 2 教育・訓練の内容は、化学物質の管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することの重要性を認識させた上で、以下の事項について実施する。
 - ア 本計画書の周知
 - イ 関係法令の周知
 - ウ 取り扱う有害化学物質に関する情報
 - エ 管理の改善、使用の減量化のための技術・手法
 - オ 事故発生時の応急措置
 - カ 有害化学物質の管理に関する住民への情報提供及び住民との相互理解の推進のための手法
 - キ その他有害化学物質の適正管理及び住民の理解の増進を行う上で必要な事項

第6 住民との相互理解

- 1 対応窓口
有害化学物質の管理活動に対する住民の理解を深めるための住民への情報提供の窓口を、製造部 課とする。
- 2 情報提供
化学物質管理責任者は、第一種指定化学物質の排出状況、事業活動内容、有害化学物質の事業所内における管理の状況等について、報告書を作成し、必要に応じて住民への説明会を実施する。

第7 事故対策

- 1 未然防止対策
 - (1) 情報の収集・整備
化学物質管理責任者は、事象事例を収集・分析（発生原因、被害等）し、従業員への教育・訓練に活用する。
 - (2) 設備等の点検
 - ア 化学物質管理推進員は、有害化学物質を取り扱う施設及び設備の点検を定期的実施する。
 - イ 点検項目を示したチェックリスト及び点検方法を示したマニュアルは、化学物質管理推進員が作成し、化学物質管理責任者の承認を得たものを使用する。
 - ウ 化学物質管理推進員は、点検の結果異常が認められたときは、速やかに補修その他必要な措置を講じること。
- 2 事故発生時の緊急対策
 - (1) 化学物質管理責任者は、事故発生時の具体的な対応手順を定めた化学物質事故対策要領を定め、全従業員に周知する。
 - (2) 化学物質管理責任者は、年 1 回以上事故想定訓練を実施する。
- 3 事故に対する恒久対策
事故の緊急対策が完了した後は、各部署において事故の原因や緊急対策への対応状況を整理・評価し、必要な恒久対策を講じる（実施に長期間を要する場合は、措置計画を策定する。）とともに、化学物質管理責任者に報告する。

第8 管理の状況の評価及び管理体制等の見直し

- 1 化学物質管理統括者は、有害化学物質の管理の状況が本計画書に適合しているかについての監査を実施する。

教育・訓練は、有害化学物質を直接取り扱う者に限らず、有害化学物質を排出する工程に従事する者、管理部門の従事者など全ての関係者に対して実施する必要があります。また、継続的に実施する必要があります。

住民とのリスクコミュニケーションを進める窓口を明確にするなど、体制を整備します。

事故対策要領には、主に次の事項を規定します。
 社内の連絡体制及び指揮命令系統
 関係機関（消防、警察、県・市等）への通報体制
 事故拡大防止対策
 例）施設の運転停止箇所及び停止手段
 化学物質の移動（抜き取り）
 応急措置
 例）漏出物質の回収方法
 回収資機材の設置場所 等

2 監査の結果は、本計画書、管理体制等に反映させ、これらの継続的な見直しに努める。

第9 情報の収集・整理等

1 指定化学物質の取扱量等の把握

(1) 化学物質管理推進員は、自部署において取り扱う物質の成分及びその含有率の適切な把握に努めること。

(2) 化学物質管理推進員は、自部署における次の事項を把握し、3ヶ月ごとに取りまとめて化学物質管理責任者に報告すること。

ア P R T R法の第一種指定化学物質の製造量及び使用量並びに貯蔵・保管量

イ 有害化学物質を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況

2 有害化学物質の性状等に関する情報の把握

化学物質管理推進員は、購入先から提供される情報、文献、データベース等を活用し、次の情報の収集に努めること。

(1) 自ら取り扱う有害化学物質の性状及び取扱いに関する情報

(2) 自ら取り扱う有害化学物質の管理の改善及び使用の減量化のための技術及び手法に関する情報

3 情報の活用

化学物質管理責任者及び化学物質管理推進員は、1及び2により把握、収集した情報を利用して、有害化学物質を取り扱う工程の作業手順の見直し、標準化その他必要な管理対策の実施に努める。

別表 1

化学物質排出量削減目標

物質名	排出先	平成 15 年度	排出量 (目標) / [対平成 15 年度割合]			
			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
トルエン	大気	4,000kg	3,800kg [95%]	3,600kg [90%]	3,400kg [85%]	3,200kg [80%]
ジクロロメタン	大気	1,200kg	kg [%]	kg [%]	kg [%]	kg [%]
ふっ化水素	公共用 水域	400kg	kg [%]	kg [%]	kg [%]	kg [%]
...kg	kg [%]	kg [%]	kg [%]	kg [%]

別表 2

措置計画

項目	実施方策	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
設備の改善	工場床面の塗装	A 区画	B 区画	C 区画	
	換気ラインの設備見直し	設備検討・設計	A 区画工事	B, C 区画工事	
	排ガス処理設備の設置		設備検討	設計	設備設置
工程の改善	作業手順の見直し・標準化	廃棄物管理	保管工程	塗装工程	製造工程
	塗装装置への局所排気フードの設置	設備検討・設計	設備設置		
使用減量化対策	塗料の減量検討	塗布量削減技術の検討	水系塗料導入検討, 試験		
日常管理業務	従業員教育・訓練	継続実施 (年 1 回以上)	継続実施	継続実施	継続実施
	情報収集・整理	情報収集	M S D S データベース構築 (原料)	M S D S データベース構築 (製品)	
	P R T R 法に基づく排出量等の把握及び報告	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
	施設の保守・点検	点検マニュアル作成・実施	継続実施	継続実施	継続実施

お問い合わせ先

機 関 名		住 所	電話番号
広島県環境県民局環境保全課		〒730-8511 広島市中区基町 10-52	082-513-2920
県 の 地 方 機 関	西部厚生環境事務所 環境管理課	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
	西部厚生環境事務所 広島支所 衛生環境課	〒730-0011 広島市中区基町10-52	082-228-2111
	西部厚生環境事務所 呉支所 衛生環境課	〒737-0811 呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
	西部東厚生環境事務所 環境管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
	東部厚生環境事務所 環境管理課	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
	東部厚生環境事務所 福山支所 衛生環境課	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
	北部厚生環境事務所 環境管理課	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	0824-63-5181